

【お知らせ】 お取引時の確認方法の変更について

当組合では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）」（以下、「犯収法」といいます。）に基づき、口座開設等の際に、お名前、ご住所、ご生年月日、ご職業・事業内容、取引を行なう目的等を確認（「お取引時確認」といいます。）をさせていただいておりますが、犯収法の改正により、**平成 28 年 10 月 1 日からお取引時の確認方法が、変更となります。**

お客さまにはお手数をおかけいたしますが、何とぞご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

1. 主な変更点

（1）顔写真がない本人確認書類について

お取引時の確認の際に、各種健康保険証等の顔写真がない本人確認書類をご提示いただいた場合、他の本人確認書類や公共料金の領収書*等の追加のご提示をお願いさせていただきます。

*公共料金の領収書（携帯電話は除く）は、領収日が 6 ヶ月以内のものに限ります。

（2）外国の重要な公的地位にある方等とお取引にかかる追加確認について

外国の重要な公的地位にある方（過去にその地位にあった方）およびご家族とお取引の際に複数の本人確認書類のご提示等、追加のご対応をお願いさせていただきます。

（3）法人のお客さまの実質的支配者の確認方法について

議決権の 25%超を直接または間接に保有する等、法人のお客さまの事業活動に実質的な影響力を有している個人の方の氏名・住所・生年月日等を確認させていただきます。

（4）法人のお客さまのお取引を担当される方の確認方法について

法人のお客さまのためにお取引を行っていることを委任状等の書面やお電話等の方法により確認させていただきます。

*法人が発行した社員証等ならびに取引担当者が法人の役員として登記されていることでの確認はできなくなります。

（5）公共料金、入学金等を現金納付する際の「お取引時確認」の簡素化

以下の公共料金、入学金（授業料その他これに類するもの）等を現金納付する際の「お取引時確認」が不要となりました。

○公共料金

・電気、ガスまたは水道水の料金（NHK、電話料金は除く）

○入学金（授業料その他これに類するもの）

・学校教育法第 1 条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学（大学院を含む）又は高等専門学校に対して支払われるもの

2. お取引時確認が必要な取引について

（1）口座開設・貸金庫・保護預りなどの取引を開始される時

（2）200 万円を超える現金等の入出金取引をされる時

（3）10 万円を超える現金振込、自己宛小切手の発行、持参人払い式小切手・自己宛小切手による現金の

受取りをされるとき

(4) 融資取引 など

* これらのお取引以外にもお客さまのご本人確認をさせていただく場合がございます。

3. ご留意いただきたい事項

○ 確認事項以外についても、お尋ねさせていただく場合があります。

○ 過去に確認をさせていただいたお客さまについても、取引を行う目的や職業等を確認させていただく場合があります。

○ 本人確認事項の確認ができないときは、お取引ができない場合があります。

ご不明な点がございましたらお近くの営業店までお問い合わせください。

以上